

**ICT サービス安心・安全研究会
青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース
開催要綱**

1 目的

青少年にとっての安心・安全なインターネット利用環境を整備するべく、インターネットを適切に利用するための啓発活動や、青少年を保護するために有効な手段であるフィルタリングサービスについて、携帯電話事業者、OS 事業者、保護者等、各関係者の役割を踏まえた検討を行う。

2 名称

本タスクフォースは、「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース」と称する。

3 検討事項

- (1) 関係者の理解力の向上や普及啓発の重要性に関する事項
- (2) 利用者・事業者双方にとって使いやすいフィルタリングの実現に関する事項
- (3) 青少年のインターネット利用環境整備（理解力の向上・フィルタリングの活用）のための体制の整備に関する事項

4 構成及び運営

- (1) 本タスクフォースの構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。
- (2) 本タスクフォースには、主査及び主査代理を置く。
- (3) 主査は、親会座長が指名することとし、主査代理は主査が指名する。
- (4) 主査は、本タスクフォースを招集し、主宰する。また、主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査に代わって本タスクフォースを招集し、主宰する。
- (5) 主査は、必要があるときは、必要と認めるものを本タスクフォースの構成員又はオブザーバーとして追加することができる。
- (6) 主査は、必要があるときは、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (7) その他、本タスクフォースの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 庶務

本タスクフォースの庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課がこれを行うものとする。